

旅券手数料の改定について

5月22日、改正旅券法施行令が公布されました。同政令は、5月7日に公布された改正旅券法に基づき、旅券の手数料額を定めるものです。旅券の新しい手数料額は、当地時間令和8年7月1日午前0時以降の申請分から適用されます。

1 旅券の手数料額は、例えばオンライン申請の場合には、18歳以上向けの有効期間が10年の旅券は現行の15,900円から8,900円に、18歳未満向けの有効期間が5年の旅券は、現行の12歳以上が10,900円から4,400円に、12歳未満が5,900円から4,400円にそれぞれ引き下げられます。当地における手数料額（カナダドル建て）については、7月1日以降に当館ホームページにてご案内いたします。

詳細は次の外務省ホームページに掲載していますので、ご確認ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/pss/pagew_000001_02493.html

2 今回の手数料改定に伴い、本年7月1日以降の申請が大幅に増加し、旅券の交付までに通常よりも時間を要する可能性があることに加え、本邦から在外公館まで旅券を送付する期間にも影響がありますので、7月に旅券の更新等が必要な方は、十分な時間的余裕をもって申請されますようご注意ください。

3 また、外務省では、今回の旅券手数料の改定についての問合せに応じるため、6月1日から8月31日まで、一般向けの電話相談窓口「パスポート相談特設ダイヤル（050-1726-1824）」（日本時間の平日午前9時～午後5時、通話料が発生します）を設置の上、手数料の改定や旅券の作成状況に関する問合せに対応いたします。